附則第十二条の二の五第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「三十万円」を「三十五万円」に改め、同項第一号中「（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の五第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「十五万円」を「二十五万円」に改め、同項第一号中「（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の五第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「次に掲げる自動車」の下に「のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの」を加え、「平成二十七年三月三十一日（第一号）」を「平成二十九年三月三十一日（第四号）」に改め、「自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第三号に掲げる」を削り、「平成二十六年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に、「三百五十万円」を「五百二十五万円」に改め、同項第一号中「超える」を「超え十二トン以下の」に、「であつて」を「（第十一項において「バス等」という。）であつて」に、「平成二十五年一月二十七日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置に係る」を「車両安定性制御装置に係る保安基準」に、「（次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。）で総務省令で定めるものに」を「で総務省令で定めるもの（以下この項及び第十一項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項及び第十一項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」に改め、同項第二号中「八トンを超える」を「三・五トンを超え八トン以下の」に改め、「除く」の下に「。以下この項及び第十一項において同じ」を加え、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で総務省令で定めるものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項第三号中「十三トンを超える」を「八トンを超え二十トン以下の」に改め、「（総務省令で定めるけん引自動車に限る。）」を削り、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で総務省令で定めるものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四　車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第十二条の二の五第七項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10　前項第四号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

11　次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十九年三月三十一日（第五号に掲げるトラックにあつては、平成二十八年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一　車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

二　車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三　車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

四　車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

五　車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの